

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外182名

一審被告 関西電力株式会社

弁論再開の申立書

平成30年5月25日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

昨年4月、島崎邦彦・元原子力規制委員会委員長代理が御庁にて、本件原発に関して一審被告が策定した基準地震動が過小評価であること、およびその理由を証言した。

島崎氏と並び、我が国を代表する地震学者である瀨瀬一起氏も、平成30年5月18日にNHKが放送した、マイあさラジオ「社会の見方・私の視点」－「原発再稼働 地震動の想定で議論すべきこと」(NHK ラジオ第1)において、本件原発に関して一審被告が策定した基準地震動が過小評価であることを述べた。

さらに、政府の地震本部（地震調査研究推進本部）による平成28年12月のレシピ（「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」）改正の意図につき、改正の中心となった瀨瀬氏が以下のとおり明言したことは、原子力規制委員会による、地震本部のレシピ改正に反した本件原発の審査が不合理であることを明確に示している。（下線は一審原告代理人）

「司会者 とするとですね、地震の専門家の間では、今、そういう地震動を科学的に予想するといった場合に、どういう手法をとるべきだというふうに訴えているんですか。

瀬瀬氏 科学的にきっちりやる方法と便宜的にやる方法（引用者注・それぞれレシピ（ア）及び（イ）の方法）の2つをですね、同時に使っていて、値がかなり違うようだったらその大きめの方を使っただけの方が、安全側の想定になるんじゃないかというふうに、地震調査研究推進本部の強震動部会というところで、熊本地震を受けて、改訂したんです。それを公表してありますので、できたら今後はそれを使っただきたいなど、思っております。

司会者 実際に原子力規制委員会では、ただ、そういう形には、今、なっていないというふうに聞いていますけども。

瀬瀬氏 はい。

司会者 これは、原子力規制委員会は、どういうことを言っているのでしょうか。

瀬瀬氏 従来の方法で、大きめなばらつきをとっているから、地震本部で決めたやり方は採用しないというふうにおっしゃっています。

司会者 今までの方法で、ばらつきがあるってことを想定して余裕をもって作っているから、大丈夫だということなんですね。この考えについてはどう見てらっしゃいますか。

瀬瀬氏 あの、今回の問題は、ばらつきの大本にある平均的なものを計算するときの問題点ですので、ばらつきを考慮してるからっていうことでクリアされる問題ではない、と考えています。その基準自体が、例えば、少し大きくなるということになったら、ばらつきも大きくばらつかせていただく必要があるんじゃないかな、と、我々は考えています。」

上記のとおり、地震本部においてレシピを改正した意図は、万が一にも過酷事故が起こらないよう、熊本地震の教訓を踏まえて、（ア）（イ）双方の手法を両方用いることによって、（ア）の手法のみによる場合に生じやすい過小評価を防ぐ点にある。

それにもかかわらず、原子力規制委員会は、地震本部の見解を否定しているが、これは、熊本地震の教訓を踏まえた最新の科学的知見に即して政府の機関が決定したレシピ改訂に反するものであるから、明らかに不合理というほかない。地震本部の見解に反する本件原発の設置変更許可決定は、今日の科学的知見に照らせば明らかに不合理で、一審原告らの人格権侵害に対する危険は具体的なものといえる。

なお、一審被告らは、地震本部のレシピ改訂について、字句修正にすぎないとい

う詭弁を呈しているが、かかる詭弁が誤りであることは、上記の瀬瀬氏の発言の趣旨から明らかである。

島崎氏と並び、我が国を代表する地震学者である瀬瀬氏が中心となって改訂した地震本部のレシピを、原子力規制委員会は顧みることなく、本件原発の設置変更許可を行い、その結果、本件原発は稼働している。これが科学的に不合理であることは、火を見るより明らかである。

しかし、原子力規制委員会自身が、自らの不合理を是正することはない。また、現行法上、内閣が、原子力規制委員会が行った個々の審査をレビューすることは、想定されていない。

日本国憲法、原子力規制委員会設置法をはじめとする我が国の現行法制上、原子力規制委員会の不合理を正すことは、裁判所に課せられた重大な責務である。改めて、弁論再開を強く求める次第である。

以上